

総務文教消防委員会会議録（令和5年9月15日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長
上田教育委員会事務局長 高森企画政策課長 松山DX推進課長 高倉総務課長 前野消防署長 長崎財政課長 地崎税務課長 好田監査委員事務局長 横田会計管理者 椎名教育総務課長 丸山生涯学習・スポーツ課長 牧田子ども課長

参考人 金森実

職務のため出席した事務局職員 落合局長 当銘主任

午前10時00分開会

竹原委員長 ただいまから、令和5年9月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1、付託案件の審査に入ります。

陳情第2号 過労死裁判に至るまでの当局対応の検証を求める陳情について、陳情者から趣旨説明を行います。

本日は、陳情書を提出された陳情者3名のうち金森実様においでいただいております。

それでは、趣旨の説明を願います。時間は、おおむね10分以内でお願いいたします。

金森参考人 今ご紹介いただきまして、陳情者を代表し、趣旨説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。あと、着席して説明をさせていただきますと思います。

陳情者は、お手元の資料のとおり、3名連記となっておりますが、私ども3名と、この陳情に関し、思いは同じだが、名前は出たくない。そのような方がこの市

内にそれなりにおいでになるということを、最初に皆様方にご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、趣旨説明に入りたいと思います。

最初に、本事案をまず時系列的に一度整理してみたいと思っております。

2016年8月、滑川市内で勤務していた40代男性教員が死亡。2017年2月、ご遺族が公務災害を申請、2018年4月、男性教員の死亡は過労死だと、公務災害として認定されます。

2019年秋、死亡したのは長時間労働が原因だとして、ご遺族が市と県に対し、1億円余りの損害賠償を求め提訴。北日本新聞では、このままだと同じことが起きかねない。教員を使い捨てにしているのか。そんな思いを抱いたご遺族が提訴したのは2019年の秋と報じております。

2023年7月5日、富山地裁で判決があり、裁判長は、市と県に対し、8,300万円の支払いを命令。部活動の顧問として指導した時間を含めて過重な業務だったことは明らかだと断じました。北日本新聞によれば、市側は、部活動の指導について、男性教諭の自由裁量に委ねられていたと主張していたと報じております。判決は市側の全面敗訴と言える内容のものでありました。

2023年7月10日、滑川市議会臨時会で、損害賠償金等の補正予算1億1,250万円が提案され、可決されました。この金額、滑川市の世帯数で割り返しますと、1世帯当たり約8,700円になります。各人がそれぞれの立場で考えるに値する金額だと私は思います。ご出席の皆様、いかがなものでございましょうか。

次に、市に精査、検証し、市民に報告していただきたいことについて述べさせていただきます。

この事案、7年間を経過しており、裁判は結審し、裁判長から命じられた金額の支払いが済んだことで終わった話と思っておられる方もおいでになると思いますが、私はそうは考えておりません。

なぜなら、この事案、判決後のマスコミ報道で初めて知った。なぜ裁判にまでなったのか。これが多くの市民の皆様の思いだと考えるからであります。

そこで、次の2点について精査、検証していただければと思います。

1つ目として、亡くなられてから公務災害申請まで半年、申請から認定まで1年2か月、この期間、市はどのようにご遺族に寄り添われたのか。また、寄り添われな

かったのか。

2つ目として、公務災害認定から1年半後に提訴。なぜにご遺族は、公務災害認定後に提訴という大きな決断をされたのか。この1年半の間に、ご遺族は何を主張され、市はどのような対応をされたのか。双方腹を割っての話合いはあったのか、なかったのか。しっかりと精査、検証していただければと思います。

誤解のないように申し添えさせていただきます。私たち陳情者は、対応された個人をどうの、こうのと。そんな発想は全くございません。個人個人の発言は、組織の考えが前提になっていると思うからであります。

精査、検証の結果、仮にそれが組織の構造的な問題であったとすれば、是正し、今後の市政運営に生かしていく。結果として、それが市民にとってプラスになっていくと思っております。

そんな流れをイメージしながら、本事案を陳情させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

最後に、蛇足になるかもしれませんが、私、このような場で発言させていただいたのは初めてのことであります。趣旨説明をさせていただいた過程の中で、意味不明、言い回しがよく分からないなどがあったとしましたら、ご質問いただき、委員長のお許しがあれば、一生懸命答えさせていただきます。

終わります。

竹原委員長 ありがとうございます。

ただいまの趣旨の説明について質疑に入ります。質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

ございますか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようですので、以上で陳情者の趣旨説明を終了いたします。

金森様、ありがとうございます。

それでは、次に、陳情第2号について、当局の見解、意見をお聞かせください。

上田教育委員会事務局長 おはようございます。

私のほうから、今いただいた陳情についての見解等についてお話しさせていただきます。

経緯等につきましてです。

本件につきましては、今ほど金森さんからもお話もありましたが、市内中学校に勤務する教員が、平成28年7月22日、自宅においてくも膜下出血を発症されて、医療機関に救急搬送され、昏睡状態のまま、同年8月9日に亡くなられた件でございます。

改めて、ご遺族の皆様方には、心より哀悼の意を表したいと思っております。

まず、公務災害についてでございます。

平成28年12月より、所属校が中心となりまして、遺族や教育委員会、富山県東部教育事務所、富山県教職員組合などと互いに連携しながら申請資料が作成されたものでございます。平成29年2月24日付で申請され、平成30年4月9日に認定されたものでございます。

次に、調停についてでございます。

平成31年4月4日付で、滑川市及び富山県に対して申立てされ、同年6月6日と8月1日の計2回の調停期日が開かれましたが、令和元年10月1日付で、調停の不成立となったものでございます。

訴訟につきましては、教諭がくも膜下出血を発症し、死亡したのは、当該中学校において指揮監督する教員の業務遂行に伴う疲労や心理的負荷等により心身の健康を損なうことのないよう注意する義務を怠ったことが原因であるとして、令和元年10月8日に提訴されたものでございます。

そして、令和5年7月2日に判決が出されたところでございます。原告側の主張に対しまして、市側は、学校の安全配慮義務違反はなかった。部活動指導は、どのような指導監督を行うかは当該教員の広範な自由裁量に委ねられるとして主張してきたものでございます。

令和5年7月5日の判決では、部活動の休日の練習や試合への参加の有無を教員の裁量のみで決定していたというのは困難だといたしまして、市側の責任を認めたものであり、市側に安全配慮義務違反が認められ、被告に対し、8,313万7,916円及びこれに対する遅延損害金等を支払う義務を負うというふうにされたものでございます。

本判決を受けまして、市といたしましては、司法の判断を真摯に受け止め、控訴しないことといたしまして、本市教職員の心身共に健康で働くことができる環境を整えるため、現在の学校での働き方改革の流れを一層進めまして、滑川の子どもた

ちがより充実した教育を受けられるよう、富山県とも協議しながら推進してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

なお、8月12日にご遺族宅へ、市長、教育長と私が訪問いたしまして、哀悼の意及び教員の働き方改革の一層の推進を努めること等についてお伝えしたところでございます。

以上でございます。

竹原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑に入ります。質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

中川副委員長 経緯はよく分かったんですが、現在、部活もやっておられると思うんですが、現在の状況というのは、どういうこと、この事件を踏まえて、何か変わった取組をやっておられるか。

上田教育委員会事務局長 現在、5つの取組を中心に行ってきております。

まず、平成30年度、9月からタイムカードを全校に配置いたしまして、勤務時間等について、管理職及び本人が把握することとしております。

また、2つ目といたしまして、学校閉庁日、ノー残業デイ等の設定を設けまして対応をしてくているところでございます。

3つ目といたしまして、教職員業務の見直しという点でございます。コロナ禍もございまして、学校行事等も大幅に見直されてきたところでございますが、そんな中で、本当に必要な行事等を精選し、実施するよい機会と捉えまして、またICTを活用して資料や教材を共有したり、保護者との連絡手段に使用するなどの活動を進めているところでございます。

4点目は外部人材の活用でございます。支援が必要な子どもたち、保護者からの相談等について、担任の先生だけで抱えることなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的なアドバイスを受けながら対応することとしております。

また、地域の方々の登下校時の見守りをいただくなど、こちらのほうも大きな力をいただいております。

5つ目は部活動のガイドラインの設定等でございます。中学校では、平日1日、

休日1日の休養日を設定しております。部活動指導員やスポーツエキスパートなどの外部人材を活用し、専門的な知識や教職員の負担軽減につなげているものでございます。また、休日の部活動の地域移行についても取り組んでいるところでございます。これらのほか、学校においても校時運行を見直し、部活動終了時刻を15分早めるなどの取組も進めておるところでございます。今後とも保護者、地域のご理解、ご協力を得ながら、引き続き学校と教育委員会が連携いたしまして、教職員の働き方改革を推進していきたいというふうに考えております。

中川副委員長 いろいろやっておられるようですが、特にこの休日の部分においては、子どもたちの反応はかなり厳しいものだと思うんですが、現在、外部指導員も入っているということですが、現実的に外部指導員というのは、そんなにたくさん時間を取って指導できるものか。あるいはまた、子どもたちも、その外部人材に対応できておるのかどうか、その辺どうでしょうか。

上田教育委員会事務局長 休日の部活動につきましては、現在進めておるところでございますけれども、土・日曜日等であれば、通常会社で働いている方々においても、空き時間、休息の時間を子どもたちのために努力するぞというようなことで、各競技団体の方々の協力を得ながら、今指導者を確保しておるところでございます。

また、市内にある専門学校や大学生等においても、本市中学、高校卒業生等が協力してくれるという競技団体もあるというふうに聞いております。

これらにつきましては、永遠に確保し続けるというところは、これから教育委員会、競技団体等も連携しながら、例えば指導者の研修等も含めて、人材の育成も含め、対応していくこととしておるものでございます。

竹原委員長 よろしいですか。

中川副委員長 私が想像するには、子ども、児童の皆さんは、外部人材の指導者に、しっくり本当にいっておるのかどうか。要は、これまで学校の先生が指導されておることになると、やはり親しみもあるし、信頼もあるということになると思うので、外部から来られた、どこのおじさんやら分らんおじさんに教えてもろてという感覚になって、なかなか真剣にならんのではないかなというのと、最近私が一番心配しておるのは、だんだん部員が減ってきておると。特に野球が参加者が少ないというので残念ながですが、その辺やはりみんながスポーツできるような、そういう雰囲気にもまず持って行ってほしいなという思いながですが、どうでしょう。

上田教育委員会事務局長 まず、外部人材の方々と生徒との関連という部分でございます。

それぞれ部活動については、一生懸命やりたい子どもたちが多くいるものというふうに思っております。しかしながら、顧問の先生には、専門の先生がなかなかつけなかつたかというところ、そういうところで、日々の活動について、もっと競技力を上げたいという子どもたちもおられるわけでございます。

そういうところについては、スポーツエキスパートという制度を活用しまして、競技の分からない顧問の先生に、競技に精通したエキスパートをつけたりしながら競技力等の維持に努めております。

また、休日の地域部活動につきましては、地域の指導者の方々は、現在見ておりますと、子どもさん方を持ちながら、自分も指導経験があったり、競技経験を持った方々もございます。

また、先ほど申しました中学校等のOBの学生たちも手配しておるところで、先生方とはまた違った競技の考え方等も含めながら、子どもたちの意見を聞きながら進めていくというようなことで、今取り組んでおられるところでございます。

あと、部員数の減少等による対応でございます。

本市の児童数、生徒数については減少傾向にあるというところでございます。そちらの部分については、小学校では、本市はスポーツ少年団等も一生懸命、地域の指導者の方々の協力を得て活動しておるところでございます。

そういった子どもたちが中学校に上がっても、自分のやりたい競技種目等を、そういう活動できる環境を維持するということも含めて、現在の地域部活動というものも考えておりますので、そういう部分も総合的に併せて検討し、進めていきたいというふうに考えております。

開田委員 すみません、ちょっと確認しながらお伺いします。

まず、平成31年6月6日と8月1日に調停があったということでしたよね。これが不成立だったということでしたよね。この不成立の理由というのは、今ほども説明されましたが、公務であるという当事者の皆さんと、公務でないという滑川市の意見の相違ですか。

上田教育委員会事務局長 調停につきましては、訴訟と同じような内容でのお話でございます。原告側の主張といたしましては、今ほど議員がおっしゃられたような、

どちらかという、部活動の部分もありますけれども、長時間の勤務について、そこが市として監督する義務があったのではないかということに対して、訴訟と同じように、市のほうでは、安全配慮義務違反はなかったというようなところで、調停でそれぞれ話し合いをしたところ、お互いに意見が食い違ったというものでございます。

開田委員 そうしましたら、滑川市としては、公務ではありませんということを強く言いたいために、こういうほかの事例とかの確認とかをされましたか。

上田教育委員会事務局長 確認といたしますか、調停、公務災害のところから顧問弁護士等と相談しながら進めてきておるところでございまして、そういう部分の知識につきましては、弁護士さんの意見をお聞きしながら進めてきたところでございます。

開田委員 私は、一人の命がなくなるということがすごく大きな重いものだと思います。あのときに委員会、私もその委員会におりまして、100万円を持って、香典持っていかれんかといったようなことも言ったと思いますね。

でも、本当に大事なものは、やっぱり命がなくなったということに対するこの一番の感じ方だと思います。

ですから、これから、こういうことがあったら、もうとにかく、まず一番に、うちの落ち度があったんじゃないかというところから考えていただきたいと思います。

以上です。

竹原委員長 答弁を求めますか。

開田委員 じゃ、答弁もよろしくお願いします。

上田教育委員会事務局長 委員がおっしゃられましたとおり、市内に勤務されている教職員の方々の亡くなられるということは大変重たいことというふうに私どもも思っております。

これから、そういうようなことについて、しっかりと対応していくように努めていきたいというふうに思います。

開田委員 はい。以上です。

尾崎委員 今のこの陳情に関して、金森さんからの説明も伺い、それに対して今当局からの説明をお伺いしましたけれども、当局の説明は、いわゆる時系列でこういうことがあったという事実だけであったかと思えます。

今求められているのは、その遺族と当局との、例えばやり取りの中において、こ

ういった言い方が適切であるかどうかは分かりませんが、瑕疵がなかったかどうかを含めて検証すべきでないかという陳情であろうかと思えます。

そういう意味では、私、1億1,250万円のあの臨時会の場合でも、委員会付託の場合、この場で、やはり検証が必要であるということを申し上げたと思えます。

したがって、やはりどこまで市民に公表できるかどうかという非常に微妙な内容であろうかと思えます。遺族の方もおられますのでね。

けれども、求められているのは、市民への説明責任がやっぱりあるのではないかという立場から、しっかりとそういう観点で検証する必要があるのではないかというふうに思えますので、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

竹原委員長 答弁はよろしいですか。

尾崎委員 これは、答弁……

竹原委員長 お願ひということ。

尾崎委員 お願ひ……。いずれにして……。これ、採決というか、しますよね。

竹原委員長 ええ、やります。

そのほか、委員の方からございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

この後、委員間での協議を行いますので、委員の方は第1委員会にご移動をお願いいたします。

当局の皆さんは、しばらくこのままこの会場、大会議室でお待ちいただくようお願いいたします。

午前10時26分休憩

(委員、第1委員会室へ移動)

竹原委員長 それでは、陳情第2号について委員間での協議を始めます。

委員の皆さんにお知らせをいたします。

滑川市議会基本条例第11条において、「議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議により、議論を尽くし合意形成に努めなければならない」と定めております。最終的な賛否は委員一人一人の判断となりますが、

基本条例の趣旨を踏まえた上で議論を尽くしていただければと思います。

それでは、ただいまの陳情第2号について、ご意見のある委員は、挙手の上、発言願います。

開田委員 先ほども言いましたけども、大丈夫なんだ、大丈夫なんだ、公務じゃないがだという先導者がもしおられたり、弁護士さんも、いや大丈夫です、大丈夫ですと言うておったら、こんな恥ずかしいことになると思います。

だから、本当に、一番最初は、命がなくなったということは自分の責任じゃないかということも、やっぱり首長さんは一番に考えてほしいなというふうに思っております。

これ、言論の自由ながやろ。

竹原委員長 はい。

谷崎委員 言論の自由なんですね。

竹原委員長 はい。

谷崎委員 ずっと先ほどのやり取りを聞いていて、これやったら、また同じことが起きるんじゃないかというのは、非常に感じましたね。

といいますのも、地域移行のことも出しているんですけども、地域移行していくということは、働いている方が部活動を教えに来るということなんですよ。やっぱりその人の安全配慮も大事になってきますし、来ていただいているから学校の先生は大丈夫という言い方に、ちょっと僕、聞こえたんですね。

ですから、そういういろんなことを配慮していく中で対策を組んでいかないと、今度、来ていただいた方がもし倒れたと。それ、部活動と関連していなかったという場合でも、教えに来ていたからこういう事件、事故に遭ったとか、そういうのになりかねないなと非常に先ほど思いましたね。

以上です。

竹原委員長 そのほか。

中川副委員長 要は、一番大きな問題は、先生の残業というか、自分の業務を持っているにもかかわらず、部活動の指導に行っていたと。そういう指導をして、それからまた自分の残業分はうちでこなしておった。そのことがやはり睡眠不足等の問題で死に至ったということだと思っております。

したがって、部活動は何時間、1時間、2時間というふうに決めて、やはりその

後、自分の業務が残っておるがなら、その学校内で納めていくというきっちりとした時間配慮をしないと。このままいくと、また時間、部活動を2時間して、あと残業や。また寝んと残業しておるということになると思う。

その辺しっかりと区別をするようにしていかないと、私も代表質問で言いましたが、何とか規約があるというから、あの規約をなくしないと、絶対今までと一緒になると思うんですね。

あの規約は、あの時間内でのお金しか払わないと。4%やったら4%の残業しか払わないということになると、やはり全然、何、この残業というのはどういうことかということ、分からんがでないかと。

あれをやらないと時間の短縮はならんと私は思いますので、その辺しっかりとかわないと駄目だと思います。

尾崎委員 今の件ですけども、先ほど委員会の場でも言いましたけども、教諭が亡くなられた。そして、それに対して労災申請で、労災が認められた。その後、裁判が、提訴されて、結局、最終的に市が1億1,250万円の支払いをしたということの、いわゆる事実の経緯の中での市の当局の対応がどうであったかということについて、1億1,250万円を払う市民の1人分の、その納税者の1人として、やっぱり事の経緯を明らかにしてもらいたいと。

今中川副委員長がおっしゃったことについては、判決を受けて、市長あるいは教育長も、今後二度とこういったことが起きないようにしっかりと働き方改革、あるいはそういうことに努めていくという発言もされており、これはまた我々もしっかりチェックしていく必要があるかと思えます。

今の陳情については、やはりしっかりと受け止めて、陳情者に対して、市がどこまで事の経緯を明らかにできるかは分かりませんが、しっかりとそれは、要するに、この陳情を受けるという形にして、そして当局に説明を求めるといったことが必要かなと私は思います。

竹原委員長 そのほか。

水橋委員 私もこの陳情が出されて、金森さんの一番言いたかったのは、市役所側、要は、行政組織の構造上の問題があれば改めるべきという意見だと思うんです。それで、上田局長からも説明があったように、それなりの手順を踏んで、全部やっていると。ただ、この中にひょっとしたら何かあるんじゃないかということで、こう

いう陳情を出してこられたと思うので、今後のことも考えると、どんなふうにしていったかということをしつかりと肅々と教育委員会側は説明されて、納得していただければいいんじゃないかなと思います。

以上です。

安達委員 今水橋委員も言われたように、起こったことは起こったことで、前回の委員会とかでもお話ししましたが、これはもう厳粛に受け止めるしかない事案だと思いますし、説明責任が足りないということであれば、やっぱりそれを説明していただく。これに尽きると思うがですね。

ただ、やっぱり今現在からすれば、7年前か、8年前ですかね。これだけ時間がたっておるということもあって。

これ、ただ、私の個人の意見ですが、昔ちゃこういうことが当たり前に、何十時間か何百時間か知らんけども、やっぱり残業をやっておったりしておったわけですよ。

その流れで、やっぱり調停が行われたり、裁判が行われたりということで、それと同時に働き方改革というものが進んできて、今回のこういったような判決も出たんだとは思っています。

だから、このことが起こったことによって、逆によかったと。身近に死をやっぱり受け止めていただいて、それをきちんとした説明と今後の運営といいますか、先生たちの働き方、それは先生だけでなく、市の職員さんも含めて変えていっていただくしかないなということに尽きると思いますので、私の意見として一応お伝えをしておきます。

以上です。

竹原委員長 ありがとうございます。

事務局にお聞きしますが、例えばこの陳情案件の調査、発表が当局側からあった場合に、仮に意図する回答が得られなかった場合、再度陳情という可能性というのは、受けるものなんですか。それとも、今回陳情が上がって、回答として当局から、これこれこういう事案で、こういったものですよというので引き下がってもらうのか。逆に、真意が伝わらなかったら、再度陳情というのも、私、これはあり得るもんじゃないかなと思うんですけど。

落合局長 今のこの陳情は、市民のほうに説明責任を果たすべきというふうな内容でありますので、市当局が何らかの検証結果なりを、どういう形か分からないですけ

れども示されるとは思いますけれども、それを踏まえて、まだ不足ありということで、再度陳情というのにはあり得ると思います。

竹原委員長 分かりました。

そのほか、委員の方。

谷崎委員 竹原委員長も言っていたと思うんですけども、この方々は僕もよくご存じで、スピード感ときっちりした内容がなければ、本当に2回目、3回目、4回目とされると思います。

ですから、その辺を考慮してやっていただきたいと思うので、これは要らないので、お願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(特になし)

竹原委員長 それでは、ないようですので、これにて委員間の協議を終結いたします。

なお、この協議では、採決方法についても各委員のご意見を伺いたいと思います。

このたびの陳情の採決方法については、採択か不採択の2択、あるいは趣旨採択を選択肢に含める方法があります。

ご意見、私的には採択、不採択でいいと思うんですけども、委員の皆さん、趣旨採択という淡いものではなくて、やっぱり陳情者の説明もあつたとおり、しっかりやってくれということなので、委員会の総意としては採択という決で上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

竹原委員長 それでは、採決方法については採択か不採択の2択ということといたします。

それでは、大会議室にご移動をお願いします。

午前10時40分再開

竹原委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、陳情第2号に対する討論を行います。

討論を希望される方は挙手を願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

陳情第2号 過労死裁判に至るまでの当局対応の検証を求める陳情を採択することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、陳情第2号については採択すべきものと決定いたしました。

午前10時40分議決

竹原委員長 以上で陳情第2号の審査は終わりました。

続いて、議案審査に入ります。

議案第41号、議案第44号の2議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてであります。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第41号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第4号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明することはありますか。

石川総務部長 ございません。

竹原委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

尾崎委員 10款かな、北加積小学校の暖房設備更新の件ですけど、28日に最終的に可決、成立した暁には、今後のスケジュールというか、いや仮の話で申し訳ないんですが、万が一通れば、どのようなスケジュールになるのか教えていただきたい。

椎名教育総務課長 この補正予算につきまして、可決していただいた後には、素早く準備を進めまして、今年度の冬に対応できるように準備していきたいと考えております。

以上です。

竹原委員長 椎名課長、今年度の冬といいますと、もう既に3か月後には寒い、寒い季節となりますので、この補正は9月の定例会終了後、速やかに入札を行って、そ

れこそ寒くなる前に設備が整うようにお願いしますという委員からのお話だと思えますので、年度中という曖昧なことを言わずに、シーズン前にぜひ設備を整えたいと。

ただ、あとは相手さんといえますか、機械の状況もありますので、何か言うと、また半導体だわ何だわということで、遅れる、遅れるということもありますが、仮に遅れるような機種であれば、ちょっと考えていただきたいなど。

安ければいいというのは、さ、基本ですけど、ちょっと高くてもいい品物がすぐ手に入ると言えば、それはそれなりに対応していただきたい。

安くてこの品物にしたけど、中国から来るのが遅くなったと言われて、来年の4月に来られても、そういうのでは要らないので、シーズン前に配備できるような品を吟味してください。よろしくお願いします。

尾崎委員、よろしいですか。

尾崎委員 委員長、どうもありがとうございます。

16台という数での金額だと聞いていますけども、今言われますように、例えば半導体不足だとか、そういうようなことで品物の入荷に支障がないかとかということで非常に危惧しておりますので、速やかに対応をお願いしたいと思います。私からの要望であります。

竹原委員長 そのほか、委員の方からございませんか。

水橋委員 第3款の民生費の中の児童育成費の子ども図書館管理運営費の中の寄附に伴う児童用図書購入ということで、説明で東加積の放課後児童クラブにこれを、積立てを取り崩して充てるといふふうにお聞きしたんですけども、令和5年の子ども図書館管理運営費は1,995万円をつけていて、積立てというのはどういう意味だったのかということと、あと、15万円で十分な冊数が確保できるのかどうか。1冊3,000円だとすると、50冊ぐらいになるんですけども、例えば、前もってもう既にある物にプラスしてこれだけの冊数を用意されるのか。今その15万だけで新しく始めようとする、ちょっと少ないんじゃないかなと思ったので質問しました。お願いします。

丸山生涯学習・スポーツ課長 子ども図書館管理運営費の寄附金の15万の話でよろしいでしょうか。

水橋委員 はい、そうです。

石川総務部長 委員長、ごめんなさい。民生費で3款……

竹原委員長 今の質問は、10款の子ども図書館管理運営費の寄附に伴う児童用図書購入の15万円についての内訳を聞かれているものと思います。

その前段階の寄附の積立て云々ではなく、15万円の使用用途ですね。今ほど水橋委員からは何十冊……

石川総務部長 3款と言った……

竹原委員長 なーん、3款の場合は放課後児童対策費ということで、東加積の放課後児童クラブへの備品購入というのは前置きであったんですけども、今の趣旨としては、最終的には子ども図書館の寄附から来る15万円の使用用途についての質問であります。

丸山生涯学習・スポーツ課長 10款の子ども図書館管理運営費で今申し上げました15万円につきましては、子ども図書館のほうで児童用図書の購入ということで、本35冊、児童書50冊の計85冊の購入に充てる予定でございます。

竹原委員長 丸山課長、今ほどの冊数でおおむね15万円なのか、それともオーバーしない範囲で、ぎりぎりのところまで購入予定なのかだけ、お願いします。

丸山生涯学習・スポーツ課長 今の85冊の合計金額としましては15万2,244円となっております。不足分については通常の備品購入費の中から出したいと考えております。

竹原委員長 ありがとうございます。

水橋委員、よろしいですか。

水橋委員 はい。ありがとうございます。

竹原委員長 改めて。

水橋委員 続きまして、3-1-1の福祉のまちづくり事業基金積立金1,000万ということで、とやまアルペン乳業の経営者の方からいただいたということについて質問させていただきます。

何か寄附に当たって、福祉に充ててくださいということで、そういう思いがあって出されたんだと思うんですけども、もう少し具体的に言うと、何かこういうところに使ってほしいというお願いがあったのかどうか。

それと、あと、使い道として積み立てていくということなんですけども、今年度の予算にしても、何かすごく少ない金額を積み立てておられたと思うんですね。た

しか1,000円でしたっけ。年間1,000円ぐらい積み立てていて、実際この積立金というのはどういうふうに使われていくのか。今現在、どれぐらいあるのか。それから、この1,000万にしても、この後どういうふうに使っていかれるのか。どんなふうにお考えかお聞きします。

竹原委員長 答弁、財政課、いけますか。

長崎財政課長 今回ご寄附いただいた1,000万円につきましては、児童の福祉ということでご寄附をいただいております。それ以上の詳しい目的というのは、お聞きはしておりません。

今回は福祉のまちづくり基金に一旦積みまして、次年度以降の事業に何か充当したいというふうに考えております。

竹原委員長 長崎課長、先ほど水橋委員から、今までの積立て、基金の金額というのは具体的にどれぐらいまで積み上がっているのかというお話でもありましたので、答弁をお願いいたします。

長崎財政課長 福祉のまちづくり基金でございますけれども、こちらは令和4年度末で6,264万7,000円、基金の残高として今持っております。

竹原委員長 ということは、今ほどの1,000万を足すと、7,200万何がしという金額という解釈でいいですか。

長崎財政課長 現時点ではそのような状況になるかと思えます。

竹原委員長 先ほどの水橋委員からのお話であれば、1,000万という大きな金額を寄附いただいたということで、背景として、児童福祉にということで、それ以上の、これというリクエストはなかったという答弁でありましたけれども、やはりこれだけ大きな金額を寄附いただいたということは、今年度あるいは来年度、近々に事業化をしてあげないと、寄附者に対しても私は失礼じゃないかなというふうに思っていますので、7,000万積んだから5,000万使いましょうとか、そういうことは言っていないので、1,000万円の寄附をしていただいた方への配慮として、何かしら、どうお考えなのか、それを聞かせていただければと思います。

長崎財政課長 非常に大きな金額ですので、できるだけ早い時期に、できれば来年度当初にというふうに考えております。

あと、使い道といいますか、市民の皆様、市民の児童ですね、お子様ができるだけ利用できるようなものに何か充当できないかというふうに考えております。

水橋委員 子どもたちの福祉のために、いい使い方をしてください。よろしくお願ひ
します。

竹原委員長 そのほか、委員の方、ございませんか。

谷崎委員 3-2-2の私立保育所等運営事業費のところなんですけども、これ、何
人ほどの人員で検討されているのか、少しお聞きしたいなと思います。

牧田子ども課長 対象となる園につきましては、市内12園になります。10月からの半
年分を見ておりまして、各園に上限で10万円という考え方でございます。

竹原委員長 牧田課長、今ほど年度末までの半年分ということでありましたけども、
国の補助金、市からの持ち出し2分の1ずつですが、来年度以降もずっと恒久的な
予算措置をされるのか、皆さんにちょっと分かりやすく説明していただければとい
うふうに思います。

牧田子ども課長 この制度を実施するに当たりましては、今現在の各園の状況としま
して、保育士の確保対策に非常に苦慮しておられるという状況がございます。

そういった中で、支援が必要なお子さんに保育士が対応できるように、周りの大
人の目を増やしたいというような要望もございました。

そういった中で、特に2歳児の配置基準が、6人に1人という基準なんですけども、
3歳になりますと20人に1人というような保育士の配置基準になりまして、非常に
配置できる保育士の数が限られてまいります。

そういった中で、手厚く、必要な場合は保育士をさらに加配して対応する場合も
ございますが、それ以上に、先生が個別的な対応が必要となる場合に、どうしても
大人の目がさらに必要になるというところで、見守りも対応できるというような形
で、支援員をさらに配置できるような補助を今回提出させていただきました。

竹原委員長 牧田課長、今ほど加配というお話がございましたが、各園10万円の加配
で、じゃ人が集まるのか。これが一番、委員の皆さんも私も心配しているところ
あります。

予算措置してあげるから人材確保してねという丸投げの仕方では、果たして、目
先のお金に飛びついて人を増やしたいという園の思いもあるかもしれませんが、
実際のところ、この補助金額で人が集まるのかというのを考えていますか。

牧田子ども課長 実際にこの10万円という額は少ないんですけども、この支援者
というのは、保育士資格がなくても対応できることとなっております。

ただし、やっぱりお子さんと関わるので、こちらからは、そういった保育支援者の研修等を受けていただきたいという働きかけをもちろんしていくんですけども、直ちに利用できるような形でこういった補助を出すことによって、資格がない方でも見守りという部分でつけることは可能かと思っておりますので、それが一助となればというふうに思っています。

竹原委員長 あと、先ほども伺ったんですが、国の補助が入りますよね。その国の補助というのは今年度で終わりなのか、来年度以降永遠に続くのか、何年間だけ続くのかという補助金の在り方については、どのように捉えておられますか。

牧田子ども課長 この補助自身は今年度新たに始まったものではございませんで、実は以前からありました。必要性というものを見極める中で、今申しましたような現状があるというところで、支援者に対しても補助を出そうという考えでございます。

竹原委員長 できれば、市の負担は半分ですけど、今後この事業をやられて、各園から、いやもう少しやっぱり金額的に補助が欲しいわという話になれば、当然市からの持ち出しを増やしてでも私は対応すべきだというふうに思っていますので、これ、水野市長、よろしくこれはお願いしたいと、内容的に。もしこれで予算が足りなくなれば、新年度予算の際に配慮していただきたいということでございます。

水野市長 委員長、ありがとうございます。

今、どういう状況なのか各園の状況を把握しながら、半年間というか、取りあえず3か月、4か月、どういう状況かを把握しながら、来年度予算に向けて前向きに検討はしていきたいというふうに思います。

開田委員 関連です。私の質問の中で、アンケートを取りませんかという質問をいたしました。保育士、特にです。でも、アンケートを取りませんという答弁でしたが、実情を分かれんと思います。本当に変な話……。

もう一つ、まず先に。これは、前期分はどうなりますか。4月から9月でです。

牧田子ども課長 この予算の中身としましては、10月以降分というふうに考えておりまして、9月分までは、今は対象としておりません。

開田委員 これは国の政策としても、いろんな条件撤廃ということで、去年決まったと聞いております。

そういう意味では、今まではなかった補助金ではありますが、国のほうではそういうのを進められていたということも後から聞きました。そういうことになると、

もう既にいろんなところで、そういう皆さんに頼ってでも子どもたちを守っているわけなので、そういうことはもう少し温かく配慮していただきたいと思います。

市長さんも来年の状況をまた調べてとおっしゃっていますので、まず各園にアンケートを取っていただいて、状況を集める、情報を聞くということをぜひお願いしたいと思います。

竹原委員長 答弁要りますか。

開田委員 要ります。

牧田子ども課長 子ども課のほうでは、先生たちが何人いらっしゃるかとか、産休に入っておられるとか、そういった細かな情報は把握しておりますが、充足率という部分では把握できていない部分もあるかと思っておりますので、そういったことは聞き取りしていきたいとは思っております。

開田委員 すみません、しつこいですが、アンケートを取りませんかということに対して、アンケートというよりも、実情のアンケートを取っていただきたいと思えます。充足率とかそういうものじゃなくて、本当に今、手のかかる子どもさん、たくさんいらっしゃいます。そういう意味で、見て見ぬふりをしてはいけない状況です。

そういうことも含めて、少し手のかかる子どもさんも何人いらっしゃるか、どういうふうな形での、先生とか保育補助、あるいは大人の手、資格も何もないけども、そういう皆さんに何人入ってもらっているのかという中身も一緒に聞き取りしていただきたいと思っておりますのでお願いしますが、いかがですか。

竹原委員長 答弁要りますね。

牧田子ども課長 これまでもいろんな面でご相談があったときには、現地に出向きまして実情を確認させていただいております。今後もそういったことを続けてまいりたいというふうに考えております。

竹原委員長 牧田課長、先ほど説明の際に、2歳児の保育と3歳児の保育の場合の保育士の数のお話で、ちょっとでも補助できる方をというお話がございました。当然4月生まれの子どももいれば、3月生まれの子どももいる。当該年度によって毎月毎月、2歳から3歳になる子がぴよこぴよこ出てくると、法律上は保育士の数が少なくても面倒を見られるということになるので、今ほどのアンケート云々とありましたけれども、市の思いとしては、2歳児、3歳児の壁というか、保育士の問題の打開策の一助として今回の補助金投入という思いをしっかりと園に伝えていただいて、

例えば、ほかの趣旨でこの補助金を使っていただきたくない。2歳児、3歳児のこの保育士の壁を何とか補充してほしいからこれだけの補助金を出すんだという旨をしっかりと明確にしてもらわないと、人材不足だから何でもありというのでは趣旨がずれてくると思いますので、その辺しっかりと各園にお伝えをいただければというふうに思っております。どうですか。

牧田子ども課長 各園の実情は様々というふうに捉えております。今こちらのほうからご説明しました2歳から3歳の壁ということもございまして、実際にやっぱり保育士の負担軽減という部分で、そういった支援ができる人が欲しいという面もあるかと思っております。そういった意見もお聞きしながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

竹原委員長 ありがとうございます。

開田委員 すみません、さっき話、途中、横にずれました。

前期分は、この後は考えてもらえないということなんですか。保育補助さんは当然4月であろうと、去年からであろうと入っておられますので、そこはいかがでしょうか。

牧田子ども課長 現時点では考えておりません。

竹原委員長 だそうです。

開田委員 本当に私、いつも思っているのは、子どもさん、命を預かっています。そういう意味で、簡単に物を考えたらいけないっていつも思っていますので、ここは前期分も財政のほうへ要求していただきたいと思いますが、いかがですか。

水野市長 前期分、2園だったっけ、3園、やっているところ。

牧田子ども課長 支援者として配置しておられる園は、国の基準の中で、公定価格の中で見ている部分に上乘せしてやっている園は6園ほど、実際ございます。

水野市長 すみません、数を間違いまして。

12園中6園、半分はあるんですけども、正直に言います。原課からは、予算要求は上がってきていました。上がってきていましたけど、いろいろな状況の中で、10月から一律でスタートさせるという形で補正予算を査定させていただいたところでもありますので、その辺ご理解いただければと思います。

開田委員 ご理解もいたしますが、要は、園負担で全ての人たちを雇用しています。ですから、全て滑川の子どものためにというところで、もう一度この後も考え

ていただきたいと思います。これは要望でいいです。

竹原委員長 言っぱなしでいいですか。

開田委員 要望でいいですと言うた。

竹原委員長 ということは、前期はなしという回答……

開田委員 前期は違いますよ。私、委員長に質問せんらんようになって。

それこそ園負担で、皆さんを採用させてもらっています。全て滑川市の子どもたちのためにそういう経費が必要ですので、この後はもう一度財政のほうへお願いして行ってほしいと思いますということを要望しました。

竹原委員長 財政課長、遡って前期分の査定を取り入れて、次の補正で上げるか、上げないかというご意見でございますけども、それは庁内で取りまとめてください。

やる、やらないは別として、話をして、市長からのお話もありましたから、要望として承っていただければと思います。

開田委員、それでよろしいですか。

開田委員 はい、それでいいです。

竹原委員長 そのほかございませんか。

谷崎委員 ですから、私、これを、今小学校、中学校の先生方の働き方改革というのをすごく言われているんですけど、保育現場にも落とししていただきたいなという気持ちもあって質問させていただきました。

ですから、10月から始まるんですけども、これ、ちょっと長いスパンで検討していただきたいなと思っておりますので、やはり保育園の先生方も疲弊されていると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。これは答弁要らないです。

竹原委員長 そのほか、委員の皆さん。

安達委員 第2款、2-2-2か、税務システム改修等があって、これはたしかインボイス制度が始まるのに伴ってというふうに。今のシステムの改修は分かるんですけど、中身的にどのようなことに移行されるのにこれだけの予算の予定なのかちょっとお聞かせください。

地崎税務課長 国のほうで、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表が示されまして、令和6年度から固定資産税、軽自動車税に加えて、新たに住民税賦課徴収、そして国民健康保険税の納付書についてもQRコードを印字することになりましたので、それに対応するためシステム改修を行うものでございます。

安達委員 請求書みたいな物に、QRコードをつけるということですか。

地崎税務課長 インボイスとは別で、納付書にQRコードをつけて、支払い方法を増やすというシステム改修でございます。

安達委員 じゃ別にインボイスとは関係ないということ。ごめんなさい、私の聞き間違いだった。分かりました。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第44号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

高倉総務課長 それでは、議案集44-1ページをお願いいたします。

議案第44号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案資料集で説明させていただきたいと思いますので、資料集の1ページをお願いいたします。

まず、改正理由としましては、市職員を対象に支給しております特殊勤務手当のうち、感染症防疫業務従事手当につきまして、人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫業務従事手当の特例措置を廃止いたします。

あわせて、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等に該当した場合、再度同様の特例措置を講じることができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に改正の内容ですが、1点目が、今ほど申しました、これまでの新型コロナウイルス感染症防疫業務に係る特例措置を廃止することです。次に2点目ですが、新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することになった際、新たな感染症により生じた事態に対処するための業務に従事した場合は、特殊勤務手当、1日につき4,000円を超えない範囲で支給を可能とする特例措置を創設するものであります。廃止と創設、それぞれでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

2ページ以降の新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

以上となります。

竹原委員長 それでは、これより議案第44号について質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

ございませんね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんね。

(討論する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第41号、議案第44号の2議案を一括して採決いたします。

議案第41号 令和5年度滑川市一般会計補正予算(第4号)

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費(但し、子ども課所管分)

第9款 消防費

第10款 教育費

第12款 諸支出金

第2表 繰越明許費

議案第44号 滑川市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第41号、議案第44号の2議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時13分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第2、その他につきまして、当局のほうからありましたらお願いいたします。

高森企画政策課長 私のほうからは、お手元に配付させていただいております滑川市制施行70周年記念式典等概要の資料についてご説明させていただきます。

記念式典につきましては、11月1日水曜日10時から12時の間で、中滑川複合施設「メリカ」3階大ホールで予定しております。

内容につきましては、次第のとおりとなっております。

この式典に合わせまして、前日10月31日火曜日18時から、遠路招待者との懇親会をパノラマレストラン光彩で予定しております。

出席予定者につきましては、資料のとおりとなっております。

委員の皆様、またぜひご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上となります。

竹原委員長 ありがとうございます。

そのほか、当局から。

地崎税務課長 それでは、私のほうから、介護保険の保険料賦課誤りについて報告いたします。

既に同様の事案が報道されておりますが、このたび遡って賦課決定する際の期間制限に必要な起算日の解釈を誤り、実務において誤った起算日を設定していたことが分かりました。その影響を調査したところ、5人の被保険者に賦課誤りが判明し、全て保険料を過大徴収していたため、還付することとなりました。

還付金の合計は7万7,700円です。5人の被保険者には経緯を説明し、おわびの文書を送付しております。還付金については、9月20日、お支払いする予定です。

誤りに至った経緯といたしましては、平成27年4月1日施行の介護保険法改正で、介護保険料の賦課決定は、起算日である当該年度における最初の保険料納期の翌日から起算して2年を経過した日までと規定されました。当時、システム設定において、年金からの天引きである特別徴収の最初の納期は5月10日、普通徴収の最初の納期は7月31日とすべきところを一律7月31日と設定したため、特別徴収の方に対して、本来の起算日から2年を超えて賦課決定するに至ったものでございます。

この件につきましては、全国的にも誤りがあるとの情報がありまして、本市も調べて分かったものです。市民の皆様には、ご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。今後このようなことがないように、法改正の際は、課内での適切な法解釈や

情報共有、新たなシステム設定や処理による影響について、チェック体制の強化に努めていきたいと思えます。

説明は以上です。

竹原委員長 委員の皆さん、今ほどのお話は資料がございませんので、耳ダンボで聞いていただければと思えました。もう終わりましたけど。

次、そのほか。

椎名教育総務課長 お願いいたします。「滑川市における通学区域の設定について（答申）」の資料をご覧ください。

7月、8月と2回、滑川市立小中学校通学区域審議会を開催いたしました。1回目は7月28日、保護者の思い、それから町内会の要望、地域のコミュニティーの形成などを含めまして、教育委員会のほうから当審議会のほうへ諮問いたしました。

その後、様々な内容につきまして、様々な立場の皆様からご意見をいただきまして、第2回目を8月28日に開催いたしました。その折に、本書のように答申をいただいたということでもあります。

答申の内容につきましては、そこに記載してあるとおりです。1、2、3番がございます。

市教育委員会といたしましては、この答申を受けまして、指定校の変更の基準に「1」の内容と、また相談したいことがあれば連絡してくださいということを加えることとしたところがございます。

この資料についての説明は以上です。

竹原委員長 次、そのほかございませんか。

丸山生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課からは2件ございます。口頭にて説明させていただきます。

まず、1点目といたしまして、滑川市総合体育センターの受水槽の不具合についてでございます。

先月8月9日に地下水道管の老朽化による漏水のため受水槽が空になりまして、施設内への水道供給ができなくなりました。そこで、緊急の対応としまして、滑川消防署の協力を得て、消火栓から受水槽へ水を供給することでトイレの利用はできるようにしましたが、飲用は不適となったところがございます。

原因は受水槽の地下水道管に穴が空いたことによる漏水だったため、9月12日、

今週初めから復旧工事を開始し、9月20日頃に完成する予定としております。

飲用不可となっておりますが、その後、受水槽の清掃、水質検査を実施し、検査結果が同じく9月20日頃に出る予定であり、検査結果を受け、飲用として利用できるようになるものでございます。

続きまして、2つ目が滑川市総合体育センターアリーナ床改修工事についてでございます。

全国中学生ウエイトリフティング大会が2026年度に滑川市で開催されますが、日本ウエイトリフティング協会に詳細を確認したところ、総合体育センターアリーナの床の補強がさらに必要であるということが分かりましたので、床などの改修工事を関係者と協議の上進めていくこととし、今年度予定しておりました総合体育センターアリーナの床改修工事につきましては、仕様を見直すこととし、来年度に床の補強等を含めた工事として実施いたしたいと思っております。

生涯学習・スポーツ課からは以上でございます。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

(特になし)

竹原委員長 ありませんね。

今ほど報告がありました件につきまして、質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

尾崎委員 通学区域審議会の資料に関してですけれども、確認ですけど、7月28日が第1回目、2回目は8月何日でしたっけ。

椎名教育総務課長 申し訳ございません、私……。

8月25日です、2回目。申し訳ございませんでした。

尾崎委員 さすがですね。私、そこを指摘しようと思ったんですけど、どうしてその点……。まあまあ、いいです。分かりました。

それで、この件については、たしか大浦議員が質問で取り上げられた内容であったかと思っております。

それで、このやり取りについては、委員が特定できない範囲での公開もできないということでしたっけ。

椎名教育総務課長 大浦議員のご質問に事務局長が答弁いたしました。各委員からそれぞれの立場で忌憚のないご意見をいただいているところでございます。そのた

め、個人や地域が特定されるような内容の意見が多かったものですから、委員個人が特定されて不利益を被ることがないように、そういうような配慮から公開しないこととしております。

以上です。

尾崎委員 じゃ、分かりました。これ、ずっと非公開ということですね。

そしたら、教育委員会としては、この答申に基づいて通学区域の弾力化だとかを適切に判断していると、こういうことでよろしいわけですね。

椎名教育総務課長 議員ご指摘のとおりであります。通学区域の線を変えたわけではないんですが、指定校変更のことにつきまして、弾力化していくという形で考えております。

尾崎委員 ということは、今後、要するに、そういった申請が出てきたときに、最終的に決定するのは、これは教育長ですか、お答えください。誰がこれを許可するというのをされるんでしょうか。

椎名教育総務課長 市の教育委員会でございます。

竹原委員長 椎名課長、今ほどの質問は最終的に誰が許可をするということで、教育委員会という全てを網羅したものなのか、教育長・上田良美なのか、どちらかを多分聞いておられると思います。

椎名教育総務課長 滑川市教育委員会が許可するという形になります。

竹原委員長 尾崎委員、よろしいですか。

尾崎委員 そしたら、それは、それぞれの事案に対して教育委員会が許可するという旨の文書というのを、白いものに黒いものを書いたものが発行されるということですか。

椎名教育総務課長 就学指定校の変更許可基準というものにつきまして、今ホームページに上げているんですが、その基準のところを少し付け加えたものをホームページにまた出してまいります。

竹原委員長 椎名課長、今尾崎委員が言われたのは、許可を教育委員会として出した場合に、白いのに黒いもの、要は書面でその方に通知するのか、しないのかというお話であります。

椎名教育総務課長 申請をいただきまして、今の場合だけではなく、指定校の変更の場合は、これをいついつまで許可しますというようなものを出しております。

以上です。

尾崎委員 それは情報公開対象となりますか。その文書です。

私が言っているのは、許可をもらってそういうことをやっていますよ。はい、ちゃんとこういう物が、市から許可証をもらっていますよと言って、見せるというか。そうなのかという確認した場合に、教育委員会として、そういう尋ねられた方に、こういう許可を出していますと言って情報公開する、そういうイメージですけど。情報公開されるんですかということなんです。

竹原委員長 ちょっと難しい質問じゃないかなと思います。その問合せがあった案件に対して教育委員会が許可を出しました。その許可書を申請された方にお渡しします。これまでの経緯は分かりました。じゃそれを基に、ほかの申請者が窓口に来られて、例として、こういった許可書が出ますよというふうな公開をするのか、しないのかという旨の申出だと思うんですけども、私的には、市として、相談に来られた方に対しては、真摯に受け止めて、じゃ指定校の変更を認めますよということで相談に来られた方に、最終的に書いた物を渡すと。情報公開と言われましても、当該者のお話ですので、相談された方が納得のいく形で指定校の変更ができた場合には、それ以上のことは言われんと思いますけど、じゃ全然知らなかった人が、そういうがやったら、私も指定校変更したかったわというトラブルにならないように、要はホームページ上でも配慮してほしいですし、許可書はこういうものですよという公開は、私は、ある意味、必要なことではないと思うんですけど、尾崎委員、そういう解釈でよろしいですか。

尾崎委員 委員長、ありがとうございます。先ほどから。

竹原委員長 ということなので。

上田教育委員会事務局長 この指定校変更の一連の手續等については、ホームページ等で上げておる部分でございます。

こちらについて、それぞれ該当、相談したい方々に、教育委員会、または学校におられる方でも、学校の指定校変更をお願いされる部分があります。そして、来年度からは、来年度新入学される子どもたちに対して、就学児健診という部分もございますので、そちらのほうに、こういうふうになりましたよという旨も添えて、今案内を発出する予定としております。

それで、相談される方々につきましては、申請書を教育委員会のほうにいただき

まして、定例の教育委員会という会議がございますので、毎月いたしますが、そちらのほうでその該当の方々の審議をいただいて、承認されたものについて各個人に通知しておるものでございます。

以上です。

尾崎委員 審議会でこういう結論が出て、答申があり、そして、今後はそういうことで弾力的にこれを運用していくということなのは分かります。

ただ、先ほど、情報公開できない、特定されたら駄目なのということで、ちらっとそのことを言われたということは、地域コミュニティーの、例えば某町内会に所属する、しないはその住民が決めることで、ここに入らないで隣の町内の一員として入れば、要するに、胸を張って、こういうものは出さなくてもB校に。本来なら、A校に通う町内なんだけれども、いや、うちは隣の町内の一員としてあれすれば、はちばんで胸を張ってB校に通えると。こういうこともやりかねないというか、そういうことだって、ある意味できるということを考えていけば、そういう人がどんどん増えていったら、今度、ある町内のある一部は、何というか……

竹原委員長 独立を考えると。

尾崎委員 考えますとか、するとかということが。そういう議論をされたのかとか、あるいはそういうことを防止するために、例えば弾力的に解釈して、町内はそこに入ってもらって、ここは隣の学校に通ってもいいですよみたいな、そういうこともされたのかどうなのか、議論としてなされたのかというのを、私、非常に知りたいところなんですけども。

だから、それが情報公開できないとか、意見を述べている人が特定されるということで、非常にそういうところは危惧しているんですね。

何かこういうことを許すと、なし崩し的にやってしまうような。最終的に、今みたいな、駄目だったら、じゃ今の奥の手を使うだとかをすることも考えられないかなど。

やっぱり今までは、ちょっと何か、駄目なものは駄目という形でスタンスとしたかと思うんですけども、こういうのを認めると、今後いろんな点が出てくるような気がしているんですね。そういう心配はないのかなという気がするんですよ。しかも、そういうことを議論されての答申なのかなというのがある。お答えできる範囲で結構ですけど、どうなんでしょうか。

椎名教育総務課長 今委員がご指摘のような議論につきましては、この1回目、2回目の審議会の中でかなり時間をかけて審議いただいたところでございます。その上での答申であります。

竹原委員長 椎名課長、今尾崎委員が言われたことは、教育現場に関しての区域割りの変更届という最終的なものなんですけど、結局、どこぞの町内に、どこどこ小学校が一番近いと。言ってみれば、町内が広げれば広いほど、角地になればなるほどそういった状況が生まれると思うので、例えば住宅を開発する際に、都市計画課なのかどこか分かりませんが、そういったことで、宅地造成する際、この町内はどこどこ小学校、どこどこ中学校の区域ですが、あからさまに、その小学校へ行くよりもB校に行ったほうが近いから、そこはそこですというような、もっと前倒しで、住宅を造成する際に、区域をちょっと説明してあげて決めておいたほうが今後のトラブルにならないのではないかなという委員のご指摘だと思います。

今後、体力的に、うちの子は近いほうが良いと言われて、町内会も全て後から変えるというのは結構厄介なことなので、前もってできることであれば対応してほしいですし、途中、そんなことがないようにというご意見だったというふうに思っております。

それを踏まえて、また教育委員会だけの話では私はないと思うので、宅地造成という大事な、田んぼから宅地にして人口を増やすというか、まちづくりに関することですから、教育委員会だけの話ではないと思いますので、ぜひそこは、情報公開ということではございませんけれども、話をして、ここの町内のこの場所だったらここの小学校のほうが近いけど、どうかなとか、そういった議論をぜひしていただきたいという話であります。

で、いいですか、尾崎委員。

尾崎委員 はい。

椎名教育総務課長 まず、宅地造成される際には、業者さんは、教育委員会のほうに、どこに線があるのかということは聞きに大体おいでになられます。そのときは、原則として、この境界線で通学区域が決まっていますというふうにお伝えしております。

たまたま住宅の中に境界線がある場合もございました。そういうときも、住宅を販売されるときには、その線を提示しながら販売されたと聞いております。

今ほどのことにつきまして、やはり個々にこれまでもたくさん相談が出てきました。そういう場合に、町内会を変えられるという事例も、これまでも実際にはございます。

いろんなことを考えまして、それぞれの町内会さんの思い、それから保護者の方の思いということとかをやっぱり総合的に判断しましてこのような答申をいただいたものだと思いますので、それに従いまして私たちが指定校変更の基準を少し見直したところであります。

今おっしゃっていただいたような議論は、これからもずっと続いていく議論ではないかなと思っております。

委員長がおっしゃられたように、通学区域だけの問題とは限らないかもしれませんが、その辺りはいろいろご意見いただきながら、様々な検討をさせていただきたいと思っております。

竹原委員長 ありがとうございます。

尾崎委員、よろしいですか。

尾崎委員 具体的に言うたら大体どこかというのは分かるんですけども、今後、今のところに限らず、やっぱり家も、たしか菰原だったかな、どこかあの辺でも、小学校の通学区域について、いや、やっぱりあっちが近いとか、どうだとかということであつたかと思うんですね。

それと、やっぱり、地域コミュニティというか、同じ町内でいながら子どもが通っている学校が違ふことによって、様々というか、何かそういう、ちょっと違ふ、意思の疎通が図られなかったりとかということが今後出てくるんじゃないかなと思ったときに、そういう今まで保ってきた、侵してはならないところをやってしまうと、なし崩し的にそういう問題がどんどん、どんどん広がって行って、これは本当にいいのかなというか、何かまた別の問題が出てくるような気がしてならんわけですね。ましてや今、なかなかそういう地域コミュニティ、若い世代が旧町内に、俺は入らないだとかという人が大分増えているという話を聞いたときに、子どもの通学の問題で、ますます「そんなん、関係ないわ」というふうになってくると、これはまた別の場でいろいろと話をしなきゃいけないようなテーマだと思うんですけども、そういう方針に基づいて今後やっていくところを見ていると、これはルールに基づいてやられることなのではないのかなという気はするんですけども、こ

れを適用していく上においては、やはり十分にそういうことも考慮して、父兄と会話をし、なるべくその町内に、旧の通学路のところに通ってもらいたいということが長い目で見ればいいんじゃないですかみたいな説明はしてもらいたいなという気がします。

以上です。

水野市長 すみません、実例を言いますけど、同じ町内で違う小学校に通っているところはあります。田中新町です。田中新町は、ほたる皮ふ科の横の道路で線を引かれていますので、あそこから海側に関しては田中小学校、あその線から山側、要は、ほたる皮ふ科のあの上のほうも田中新町になりますので、そこは西部小学校に通っておられます。

かといって、地域コミュニティー、学校の児童クラブ、2つありますけども、それでコミュニティーが崩壊したということ、私、地元におりますけど、そういうことではないので、あそこはやっぱり田中新町の一部というのが田中小学校にも入っていますし、西部小学校にも田中新町の一部と。町内会、ある意味、どっちへ行ってもいいというか、その線引きのとおり、そういう形で分けられているところも実際ありますので、今尾崎委員が心配しておられるところは大体分かりますけども、その辺りも含めて、同じ町内会の一部みたいな書き方にしてしまうと、がば一つとなし崩しになっていくところもあるかには思うんですけど、そこも含めて、そういった先進事例というか、地域コミュニティーは決して私は壊れているとは思っていませんし、町内会のお祭り等にも、西部小学校の子どもも来ますし、全然、一緒にやさこも担いだりもしていますし、そういった意味で、コミュニティーは崩壊してはいない事例もあるということで、ご紹介だけしておきます。

竹原委員長 ありがとうございます。

尾崎委員 ありがとうございます。どうも、ちょっとあれなんですけど。

であれば、大体今、町内はここやけども、通学区域、この線を引いて、距離的に言うたら、ここがここだよというのを、田中新町の例を参考にされてですね。要は、一つ一つ申請して、許可してもらってみたいなことではなくて、アバウト、どうしてかといったら、やっぱり近いからやちゃね。近いから、子どものことを考えればB校に通わしたほうがいいのかという親心で言われるわけであるから、であれば、同じ町内に点線か何かを一遍引いて、ここら辺は通ってもいいよみたいなことをやれば、

何の後ろめたさもなく、堂々と子どもを通わせて、また町内は町内で一緒に頑張ろうよということになるかもしれないので、そういうことも検討してもいいものかなと思います。

水野市長 諮問のあった後に、そういう議論で白熱して、最終的にはこの答申に落ち着いたやに私は聞いていますので、取りあえず、この答申のとおり通学区域を弾力化していきたいなと思っています。

尾崎委員 ありがとうございます。

そういうやり取りを見せてもらえれば、私もこういうことを言わなくても済んだのかなと思います。

竹原委員長 今の話によりますと、地域住民の方が、我が子がこっちの小学校のほうに近いから、ぜひここでという区域変更を届出するよりも、教育委員会側で最初から、ここの小学校にコンパスを当てて、ぐるっと円を描いたときに、どこどこ町内が真っ二つに割れて、通学区域、こっちのほうに近いのにという配慮の下で、例えば当該地域、割れるようなところは、最初から、こっちの小学校とこっちの小学校2校、近いところと。旧町内でいったらここの小学校ですが、AとB、どちらとも選べますだとか、そういう選択肢もあってもいいのではないかなと。それがあれば前もって保護者の方は理解できるんですけども、教育委員会で指定をされて、あなたはここの小学校ですと言われたら、逆に地域住民の人から、こっちの小学校のほうに近いから変えてくれという話につながっているんじゃないかなと私は思うんですけど、尾崎委員、そういう解釈でよろしいですかね。

最初から、「こっちとこっち、選べます」というような書き方にすれば、文句は言わないと。新興住宅地ですよ、特に。新しく住宅が張りつけば、当然同じ町内でも2つの町内をまたいでいる場合もありますし、同じ団地、20軒建てました。半分は何々町、半分は違う町内というケースもありますし、そういったレアなケース、今後、増えてくるだろうというケースもあると思うので、議論していただければという思いであります。

これはすぐどうせいということはないので、4年に1回の、たまたまの当たり年でありましたから、今後ともしっかり対応していただければというふうに思います。

そのほか委員の皆さん、ございませんか。

水橋委員 私、先日の議会で、一般質問でホームページのリニューアル、松山課長に

しました。そのとき、ちょっと間違っているところを訂正してほしいというのを申し上げました。そこを議会が終わった後、スマホで開いて松山課長に見せようと思ったら、もう既にそこにリンクしなかったんです。

中身的には、令和5年度4月から、医療費にしても高校生から無料になっていましたし、それから土曜授業ももうやっていたいなかったと思うんですね。それがまだ「滑川で暮らしませんか？」の移住パンフレットに堂々と載っていて、タラソピアが載っているのは、ついこの間だから仕方がないのかなと思ったんですけど、あまりにも前情報がこの9月の段階で載っているというのはいかがなものかなと思ってちょっと。

リニューアルとは、また別のことで申し上げたら、もう既に、すばらし過ぎるというか、これはお礼ですけども、対応のすごさに、これ、企画政策課でやられたということで聞いたんですけども、企画政策課のその対応の早さに驚きが。本当にありがとうございます。まず、以上です。

それで、お願いなんですけども、私も今までの人生の中で間違ったことも多々あるし、間違えたら訂正、おわびしてきましたということで、ホームページというのは全国でみんなが見るものですから、やっぱり多少はそういう見落としみたいなものがあるとは思っているので、管理はDX課でやっておられるけども、その個々のもの、今回特に私、移住のところを見たくて見たらそうになっていたのも、それぞれの担当課でそれぞれをつくっていらっしゃると思うんですけども、この辺を、もう少し重なり合っていて、十分チェックしていただければありがたいなと。

そんなに早々大きな間違いはないと思うんですけども、ちょっと今回、ホームページのリニューアルに当たってすごくいいものができると思うんですけども、それ以前に現状でやっぱりしっかり見ていただけたらありがたいなと思って。これは私のお礼とお願いです。

以上です。

竹原委員長 早速、その他のその他に入りましたが、委員の皆さん、その他のその他のその他で。

開田委員 私も、その他のその他の、えっと思われるかもしれませんが、先日、9月9日の運動会がありました。滑川中学校へ市長メッセージということで、市長さんからメッセージが届いておりました。その後、市長さん、駆け足で入ってこられました。

た。

私、せっかくだから、滑中の駐車場、保護者の皆さん、きれいになりました。生徒の皆さん、今日はけがをせんように。来年は滑川中学校から来ますと、こういう挨拶、一言はできなかつたかなという思いを感じております。いかがでしょうか。

市長さん、せっかく走ってきたがに、そのままさつと帰ってしまわれたので、その誠意も含めて、保護者にも生徒の皆さんにも、「市長、来られたよ」という、それだけの表現をしてあげてほしかったと思いますが、いかがでしょうか、教育委員会さん。

椎名教育総務課長 議員ご指摘のとおりだと考えております。時間短縮ということで今やっておりましたが、大切なことだと思しますので、今後また気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

開田委員 その時間短縮は、競技と競技の間にちょうど市長が来られたので、一番いい時間。3分、5分ほどありました。そのときに、ほんのちょっとした気持ちを伝えるということをしてほしかったなと思っていますので、よろしく願いいたします。

竹原委員長 来年以降、対応をお願いいたします。

開田委員 お願いします。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

尾崎委員 すみません、何でも。

今の運動会の件で、私も久しぶりに運動会に参加いたしまして、入場行進がなくなっておりまして、私の価値観から言うと、非常に寂しい思いをして。運動会の華と言えばこの入場行進かなという気はしておったんですけども、やっぱりこれはこの後、小学校も運動会があさって、あしたか。

谷崎委員 あしたです。

尾崎委員 あした。約半分やるんですけど、やっぱりそれが教師の負担軽減という働き方改革の一環として入場行進は今後も廃止されていく方向なんではないでしょうか。

椎名教育総務課長 これまで、数年前ぐらいからも、入場行進につきましては、学校のほうでなくしているところがたくさんあります。

入場行進にかける練習の時間、手がそろっているとか、そろっていないとか、そういうところも含めまして、入場行進に時間をかける分、競技、それから応援等、子

どもたちの頑張るところに移動というか、そちらのほうに重点を置いて今やっていると、今後もしも入場行進につきましては、なくなっていく方向だと認識しております。

以上です。

竹原委員長 尾崎委員、よろしいですか。

尾崎委員 はい、分かりました。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

ございませんね。

(特になし)

竹原委員長 その他もないということで。

ないようですので、以上で令和5年9月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時53分閉会